

愛媛労働局発表

平成 25 年 8 月 28 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

健康安全課長 須賀 哲二

主任労働衛生専門官 片山 淳一

電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)

報道関係者 各位

平成 25 年度全国労働衛生週間の実施

平成 25 年度全国労働衛生週間は

「健康管理 進める 広げる 職場から」

のローガンで 10 月 1 日から 7 日まで実施。

9 月を準備期間とするとともに、

本年度は新たに「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断と事後措置の徹底を推進。

1 目的

厚生労働省では、10 月 1 日（火）から 7 日（月）まで、「健康管理 進める 広げる 職場から」をローガンに、平成 25 年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 64 回目を迎えます。毎年 10 月 1 日から 7 日までを本週間、9 月 1 日から 30 日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

平成 25 年度のローガンは、近年の過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることや、労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置等の適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

また、本年度においては、全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、労働者の健康確保について、改めて徹底を図ることとしています。

定期健康診断の際に何らかの所見のあった人の比率（有所見率）は、平成 24 年には全国で 52.7%、愛媛では前年と同じ 49.6%でした。所見のあった項目別では、高齢化社会の進展等を背景とし、高血圧、心疾患、肝機能障害、糖尿病等の生活習慣病に関連する項目の有所見率が高率となっています。

平成 24 年度の「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償支給決定（業務上認定）件数は、全国で 338 件、愛媛で 4 件でした。

また、精神障害事案の支給決定件数は、全国で 475 件、愛媛で 7 件、うち自殺事案は全国で 93 件、愛媛では 2 件でした。警察庁発表による自殺者数は平成 24 年には愛媛県においても 337 人に及んでおり、その約 4 分の 1 は被雇用者であることから、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性がますます増大しているところです。

このような状況の中、愛媛労働局では、第 12 次労働災害防止計画に基づき、労働者の健康確保対策として、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛や熱中症の予防対策、受動喫煙防止対策、電離放射線障害予防対策などを推進しているところです。

愛媛労働局では、各事業場に対し、この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場において、一層の労働衛生水準の向上と労働衛生意識の高揚を図るよう呼びかけています。

2 実施期間

本週間 平成 25 年 10 月 1 日（火）から 10 月 7 日（月）まで

準備期間・職場の健康診断実施強化月間

平成 25 年 9 月 1 日（日）から 9 月 30 日（月）まで

3 実施要綱

別添のとおり

4 期間中に行う取組み

(1) 愛媛労働局管内の各労働基準監督署では、準備期間中の 9 月に県下 6 会場で開催される「全国労働衛生週間説明会」([イベント案内参照](#))において、全国労働衛生週間実施要綱のほか、健康診断の実施とその事後措置の徹底など働く人の健康確保対策についての説明を行います。また、この説明会では、産業医や労働衛生コンサルタント等により、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、受動喫煙防止対策等に関する講演が行われ、労働者の健康確保対策の取組を支援します。

(2) 本週間中の平成 25 年 10 月 3 日（木）午後 1 時 30 分から松山市総合コミュニティセンターで開催される愛媛産業安全衛生大会において、安全衛生成績優良事業場や功績のあった個人等の表彰を行います。（詳細は別途発表します。）

- (3) 愛媛労働局では、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業を行っている独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健推進連絡事務所が実施しているメンタルヘルス対策支援事業及び地域産業保健事業（厚生労働省委託事業）を積極的に活用し、各事業場においてメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の推進等を含む日常の労働衛生活動の総点検を行うなど、労働衛生水準の向上を図る取組みを行うよう呼びかけています。

＊

独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健推進連絡事務所

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

電話 089-915-1911 <http://ehime-sanpo.jp>

愛媛産業保健推進連絡事務所では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業を行っています。

メンタルヘルス対策支援センター

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

愛媛産業保健推進連絡事務所内 電話 089-915-1710

<http://ehime-sanpo.jp>

メンタルヘルス対策支援センターでは、働く人の心の健康対策に取り組む事業場のために、無料でメンタルヘルス対策全般についての相談に応じています。また、事業場の依頼により直接訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスすることもできます。

愛媛地域産業保健センター

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

愛媛産業保健推進連絡事務所内 電話 080-5952-8513

<http://ehime-sanpo.jp>

地域産業保健センターは、松山・新居浜・四国中央・今治・八幡浜・宇和島の各地域にあり、労働者数50人未満の小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法に定められている健康診断の結果に対する医師の意見聴取、有所見者の保健指導、メンタルヘルスの相談・指導、長時間労働者への面接指導などのサービスを、原則として無料で実施しています。

(別添)

平成 25 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 64 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,743 人と前年からわずかに減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 24 年は 52.7% とほぼ前年並みとなっているなど職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

我が国の自殺者は平成 24 年は 15 年ぶりに 3 万人を下回ったが、約 2,500 人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が前年比約 1.5 倍となり過去最高を記録したこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっている。

さらに昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。

また、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画がスタートしており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。

このような観点から、今年度は、

「健康管理 進める 広げる 職場から」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組と

すること。また、準備期間中においては夏季の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

ア 健康管理の推進

労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について重点的に取り組む。

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施

ウ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用

エ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

オ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

カ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上

教育の実施

ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
- (イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
- (ウ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進

- (ア) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (イ) 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- (ウ) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (エ) 離職後の健康管理

コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

平成25年6月18日付け基発0618第1号にて改訂した新しい腰痛予防対策指針に係る以下の対策の推進。

- (ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- (ウ) 作業標準の策定

サ 熱中症予防対策の徹底

- (ア) 暑さ指数（WBGT値：湿球黒球温度）の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管理・労働衛生教育等の取組の推進
- (イ) 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定を踏まえた熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

(ア) SDS及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

(イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

(ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

(エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底

(オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止

(カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

(キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施

(ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底

(ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策の徹底

チ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 離職後の健康管理の推進

ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

(ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

(イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進

ニ 職場における HIV／エイズに関する理解と取組の促進

ヌ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

- (ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (ウ) 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

全国労働衛生週間関係統計資料

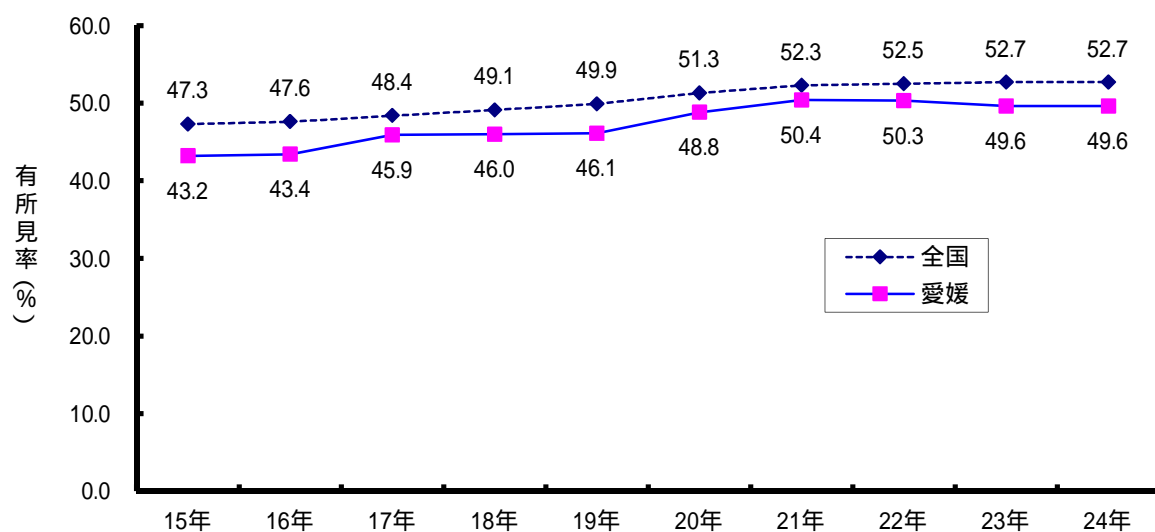
愛媛労働局労働基準部健康安全課

(1) 傷病分類別年別業務上疾病発生状況(愛媛)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
負傷に起因する疾病	55 (46)	68 (62)	58 (53)	59 (53)	52(44)
物理的因子による疾病	6	2	7	20	7
うち異常温度条件による疾病	5	2	6	20	7
作業態様に起因する疾病	0	4(3)	3(3)	3(2)	8(4)
酸素欠乏症	0	0	0	0	0
化学物質による疾病(がんを除く)	6	4	2	1	2
じん肺及びじん肺合併症	10	5	10	7	1
がん	0	0	0	0	0
その他の疾病	0	0	0	2	0
合計	77 (46)	83 (65)	80 (56)	92 (55)	70(48)

()内は腰痛(内数)

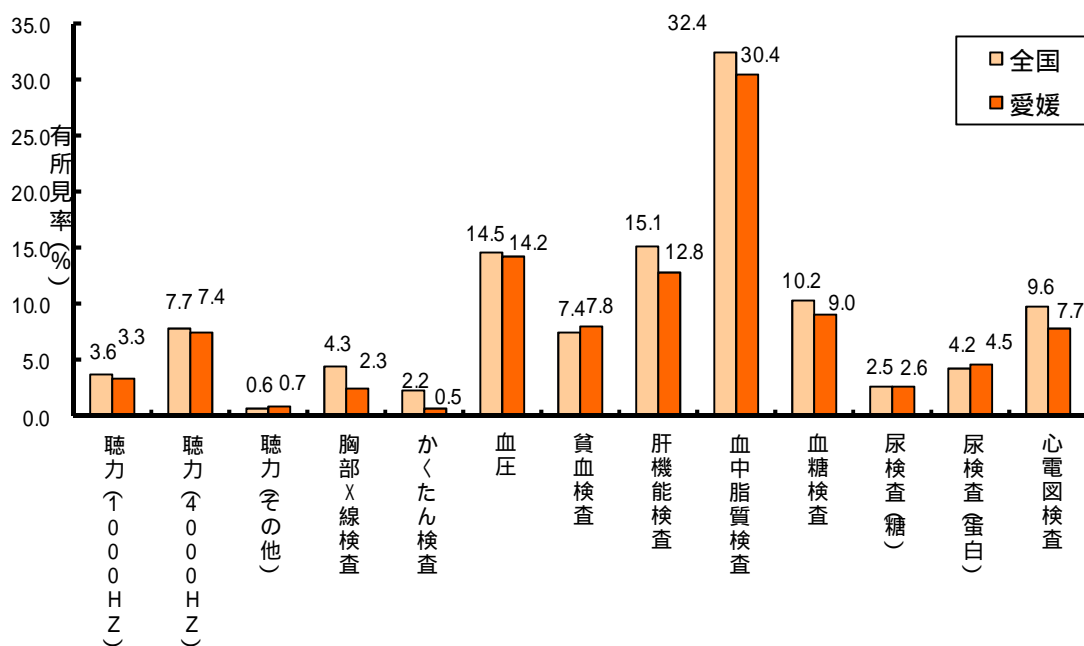
(2) 定期健康診断実施結果の推移(有所見率の推移)



注：定期健康診断結果報告(労働者50人以上の規模の事業場に適用)に基づく値

有所見率とは、健診項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で除した値

(3) 定期健康診断結果報告による項目別有所見率（平成 24 年）



(4) 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（過労死）等事案」及び「精神障害」の業務上認定状況 (件)

項目		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
愛媛	脳・心臓疾患	3	2	3	7	4
	精神障害等	3	1	3	2	7
	うち自殺(未遂を含む)	2		1	0	2
	合計	6	3	6	9	11
全国	脳・心臓疾患	377	293	285	310	338
	精神障害等	269	234	308	325	475
	うち自殺(未遂を含む)	66	63	65	66	93
	合計	646	527	593	635	813

(5) 自殺による死亡数・死亡率（人口10万対）の年次推移

年	愛媛		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成15年	394人	26.7	32,109人	25.5
平成16年	350人	23.8	30,247人	24.0
平成17年	371人	25.4	30,553人	24.2
平成18年	385人	26.5	29,921人	23.7
平成19年	392人	27.1	30,827人	24.4
平成20年	368人	25.6	30,229人	24.0
平成21年	332人	23.2	30,707人	24.4
平成22年	299人	21.0	29,554人	23.4
平成23年	305人	21.5	28,896人	22.9
平成24年	290人	20.6	26,400人	21.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」による。平成24年は概数（未確定）

(6) 自殺者の概要

自殺者数の推移（人）

年	愛媛			全国		
	男	女	合計	男	女	合計
平成20年	288	130	418	22,831	9,418	32,249
平成21年	260	111	371	23,472	9,373	32,845
平成22年	240	101	341	22,283	9,407	31,690
平成23年	244	125	369	20,955	9,696	30,651
平成24年	238	99	337	19,273	8,585	27,858

平成24年中の自殺者の状況（人）（愛媛県内）

職業別	自営業・ 家族従 業者	被雇用 者・勤め 人	無職							不詳	合計
				学生・生 徒等	無職者	主婦	失業者	年金・雇 用保険 等生活 者	その他 の無職 者		
自殺者数	39	94	203	5	198	13	17	79	87	1	337
構成比	11.6%	27.9%	60.2%	1.5%	58.8%	3.9%	5.0%	23.4%	25.8%	0.3%	
原因・ 動機別	家庭 問題	健康 問題	経済・生 活問題	勤務 問題	男女 問題	学校 問題	その他	合計 (遺書等から原因・動機が明らかに推 定できる自殺者について、原因・動機 を3つまで計上可能としているため、原 因・動機別の和と自殺者数合計は一致 しない。)			
自殺者数	41	114	77	24	19	2	13	290			
構成比	14.1%	39.3%	26.6%	8.3%	6.6%	0.7%	4.5%				

資料：警察庁「平成24年中における自殺の状況」による。

第64回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

健康管理 進める 広げる 職場から

平成25年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。324点の応募作品の中から決定しました。

「全国労働衛生週間」に実施する事項

- 事業者、総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故・緊急時の災害を想定した訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

「準備期間」に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- 健康管理の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 労働衛生教育の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 粉じん障害防止対策の徹底
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 熱中症予防対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおける労働衛生管理対策の推進
- 化学物質の管理の推進
- 石綿障害予防対策の徹底
- 酸素欠乏症などの防止対策の推進
- 心とからだの健康づくりの継続的、計画的な実施のための体制の実施・充実
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成と推進
- 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の推進
- 職場におけるHIV／エイズに関する理解と取組の推進
- 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会



厚生労働省

主な取組事項・支援体制

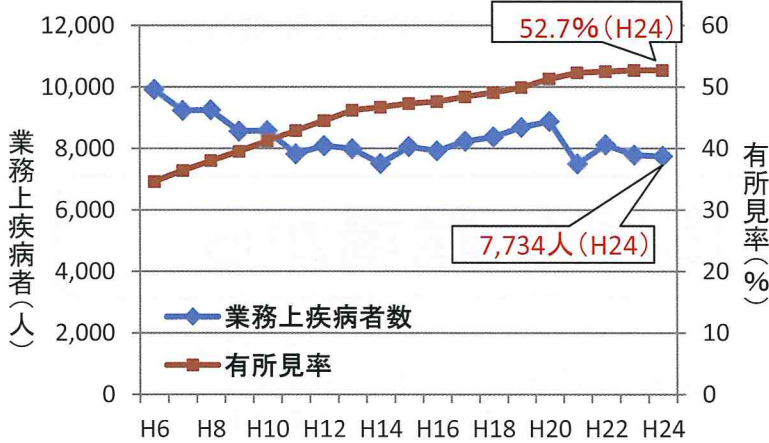
職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。

9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei11/index.html>

メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。

<http://www.rofuku.go.jp/yobo/mental/tabid/114/Default.aspx>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

産業保健推進センター・地域産業保健センター

- 産業保健推進センター
産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。
- 地域産業保健センター
労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知（5月21日）に基づいた、職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuusou.html>

職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、活用することが必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeisei03.html>